令和３年度版

直島町へ移住（転入）された方へ

移住・定住施策の主な事業についてまとめましたので参考にしてください。
詳細については、 直島町役場の各担当課にお気軽にお問い合わせください。

◆◆ 住 宅 支 援 ◆◆

空き家・空き地バンク

「直島カラーズ」 https://naoshimacolors.com/
町内の空き家・空き地情報の提供、 案内を行っています。

（お問い合わせ先）
担当課：まちづくり観光課
連絡先：087-892-2020

直島町移住促進家賃補助金

◯香川県外で3年間在住した後、 転勤、 就学その他一時的な居住ではなく、 定住の意思をもって転入する方で、 町内に永住し、 又は相当期間生活の本拠地を置く方に対する補助
◯賃借料（管理費、 共益費、 駐車場使用料、 住宅手当等を除く。）の1/2と2万円のどちらか低い額を最大2年間の補助で、 県営住宅・町営住宅・社宅等は対象外となります。

直島町空き家改修等事業補助金

◯直島町空き家・空き地バンクに登録されている物件で、 空き家・空き地バンクの物件登録者又は利用登録者が改修等を行う場合に補助対象経費の1/2を補助。 同一物件に対し1回限り。
(1) 空き家の改修工事
（町）補助対象経費の1/2で上限100万円
（県）町の上限200万円を超える場合に超えた部分の補助対象経費の1/2で上限50万円
「町」＋「県」→最大で150万円
(2) 空き家の家財道具等の運搬・処分
（町）補助対象経費の1/2で上限5万円
（県）町の上限5万円を超える場合に超えた部分の補助対象経費の1/2で上限5　万円
「町」＋「県」→最大で10万円

浄化槽新設補助

（お問い合わせ先）
担当課：環境水道課
連絡先：087-892-2225

5人槽	664 千円	11～20人槽	1,408 千円
6・7人槽	828 千円	21～30人槽	2,208 千円
8～10人槽	1,096 千円	31～50人槽	3,055 千円

※下水道処理区域は対象外

住宅用太陽光発電設置補助（県補助金との併用可）

◯発電システム
1kW 当たり5万円、 補助上限額20万円
◯蓄電システム
工事費の10分の1の額または補助上限額20万円
※いずれも10キロワット未満で未使用のものに限る。

◆◆ 子 育 て 支 援 ◆◆

子育て支援事業

（お問い合わせ先）
担当課：住民福祉課
連絡先：087-892-2223

3歳到達月まで紙おむつや粉ミルクなど購入に係る費用を月額3,000円助成します。
3ヶ月ごとに（年4回）子育て支援券を郵送します。
手続きに必要なもの：印鑑

出産奨励金（第2子・第3子）

生まれた時、 小学校入学時、 中学校入学時に出産奨励金を支給します。（第2子に各5万円、第3子に各10万円。 ）第2子・第3子出産時において直島町に居住しており（住民登録がされている方）、 引き続き1年以上居住する方が対象です。
手続きに必要なもの：印鑑、 申請者の口座番号がわかるもの。

児童手当

中学校修了までの児童1人につき月額1万5千円または1万円を支給します。 ただし、 所得制限限度額以上の人には特例給付として児童1人につき月額5千円を支給します。 お子さんが生まれたり、 他の市区町村から転入したときは、 現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です。
手続きに必要なもの：受給者とお子さんの健康保険証、 受給者と配偶者のマイナンバーがわかるもの。 受給者の方の口座番号
※お子さんと別居されている方は、「別居監護申立書」の提出が必要です。

児童扶養手当

ひとり親家庭の父もしくは母、 または父母に代わって児童を養育している人に、 その児童が18歳になった年度末（障がいがある場合は20歳未満）まで支給されます。
手続きに必要なもの：詳細はお問い合わせください。

特別児童扶養手当

20歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、 養育している父母等に支給されます。
手続きに必要なもの：証書等（詳細はお問い合わせください。）

地域子育て支援拠点事業（なおしまキッズポート）

子育て世代の親子の交流の場として、直島町総合福祉センター内になおしまキッズポートがあります。子育て環境に関する相談の実施を行うほか、 子育てに役立つ情報等の提供や子育て支援に関する講習会やイベントを実施します。 お気軽にご利用ください。
利用のできる日：毎週火～日曜日　 利用時間　9時30分～15時30分

産後ケア費用助成事業

出産後のお母さんと赤ちゃんが安心して生活をスタートできるように、 町が委託している助産所で行われるお母さんの心身のケアや授乳指導、 育児相談などを一定期間利用できる産後ケア事業に対し、利用時にかかる費用の一部を助成します。

妊婦・乳児交流会

（お問い合わせ先）
担当課：住民福祉課
連絡先：087-892-2223

公民館において、 助産師による相談日を年3回、 管理栄養士・歯科衛生士による相談日を年3回設けています。 妊娠している方、お子さんがいる方、 どなたでも参加できます。

看護学生修学資金貸付（無利息）

看護師養成所に通う学生： 月額6万円

一時保育

（お問い合わせ先）
担当課：教育委員会
連絡先：087-892-2882

保護者のパート就労や疾病、 出産、 子育てからのリフレッシュ等、一時的に家庭での保育が困難となる子どもを幼児学園で預かります。
1日の定員は5名まで。
利用時間　・8時～16時40分
　　・8時～12時
　　・12時～16時40分
利用料　 1日 3,200円　半日 1,600円
手続きに必要なもの：印鑑
※利用に当たっては、 原則3日前までに幼児学園経由で申請書の提出が必要です。

第3子以降保育料免除

第3子以降の保育料について、 3歳未満児は無料になります。

直島ふれんどルーム（学童保育）

昼間保護者のいない家庭の児童（小学生）を対象に、 安全管理、 生活指導、 遊びの指導を行う直島ふれんどルームを開設して児童の健全な育成を目的として預かります。（放課後や長期のお休み等）場所は小学校の中にあります。

奨学金（貸与・無利息）

(1) 大学・短大・専門課程2年又は3年の専門学校：月額2万円
(2) 高校（専修学校高等課程を含む。）：月額1万円
(3) 高専（1～3年生）：月額1万円
(4) 高専（4・5年生）：月額2万円

高等学校生徒通学航路費等補助事業

高等学校の生徒が通学するために購入した乗船定期券等の購入費の一部、 または部活動等のための下宿経費の一部を補助します。
年2回、 対象者の方に申請書及び請求書を送付します。
手続きに必要なもの：【通学航路費】 申請書、 乗船定期券等の領収書
【部活動等】申請書、 契約書、 下宿経費の領収書

子育てサークル「スマイリーズ」

（お問い合わせ先）
担当課：教育委員会
連絡先：087-892-2882

子育てサークルによる活動を、週1回程度公民館で行っています。
（主に火曜日の午前中）

学校外活動

主に土曜日における子どもの活動場所として、地域の人々が指導者になり、教室を開いています。地域の教育力を活かすこと、子どもと地域社会の人との交流、家庭の休日の子育ての軽減などの効果が期待できる事業です。※小・中学生が対象です。
現在の教室は、サッカー、テニス、お茶、卓球、アートクラブがあります。

第2子以降小・中学校給食料免除

町内在住の子育て世帯の皆さんの経済的負担を少しでも軽くして、若者世帯の定住化を図ることを目的とした子ども・子育て支援を行うため、小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、2人目以降に該当する児童・生徒に係る給食料について全額免除します。

チャイルドシート助成事業

（お問い合わせ先）
担当課：まちづくり観光課
連絡先：087-892-2020

6歳未満のお子さんのためにチャイルドシートを購入した場合に、1回2万円を上限に、購入金額の2分の1を助成します。
助成は、成長に合わせて、お子さん1人に対して2回までです。
手続きに必要なもの：印鑑、購入した物が分かる書類（カタログ）、レシートなどの領収書、申請者の方の口座番号がわかるもの。

◆◆ 医 療 に 関 す る 支 援 ◆◆

医療費助成

（お問い合わせ先）
担当課：住民福祉課
連絡先：087-892-2223

高校卒業までのお子さんの医療費を助成します。香川県内は現物給付（窓口負担なし）、県外は償還払い（支払い後の申請が必要です。）
手続きに必要なもの：印鑑、お子さんの健康保険証、受給者の方の口座番号
※課税証明書（扶養の人数が分かるもの）が必要な場合があります。

病児・病後児保育利用料助成

小学校3年生までのお子さんが病児・病後児保育サービスを受けた際の利用料を助成します。
（おやつ代等の飲食代及び延長料金は除く。）
手続きに必要なもの：印鑑、医療機関等で保育サービスを利用した領収書

（お問い合わせ先）
担当課：健康推進室
連絡先：087-892-2223

妊婦健康診査・産婦健康診査

香川県内医療機関、 岡山県内の一部の医療機関で出産まで計14回妊婦健康診査を受けることが出来る受診票と出産後に受けることができる産婦健康診査受診票2枚を交付します。
直島に転入前に交付を受けている方は、 残っている受診票と同じ枚数を直島町で交付する受診票と交換します。 転出する場合は、 転入先の市町村役場で交換してもらってください。
※里帰り出産など、 県外の医療機関で受診する場合は、 受診票の交換が必要です。
その場合、 出産後に健診費用を払い戻しいたします。

手続きに必要なもの：印鑑、 母子健康手帳、 マイナンバー確認書類、 妊娠届出書（医療機関発行）→医療機関での発行がなければ、 町役場に届出用紙があります。

※里帰り出産時の手続きに必要なもの：印鑑、 受給者の方の口座番号がわかるもの。

乳児健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査

香川県内医療機関、 岡山県内の一部の医療機関で、 出生後1歳まで計2回乳児健康診査を受けることが出来る受診票2枚と出生後に受けることができる新生児聴覚スクリーニング検査受診票2枚を交付します。 直島に転入前に交付を受けている方は、 残っている受診票と同じ枚数を直島町で交付する受診票と交換します。 転出する場合は、 転入先の市町村役場で交換してもらってください。
※里帰り出産など、県外の医療機関で受診する場合は、 受診票の交換が必要です。 その場合、出産後に健診費用を払い戻しいたします。

※里帰り出産時の手続きに必要なもの：印鑑、 受給者の方の口座番号がわかるもの。

予防接種

〇定期予防接種に定められている予防接種は集団で行いますが、 案内や予診票などは対象者の方に送付いたします。 接種料金は無料です。
任意予防接種を受ける場合、 接種費用の助成が受けられるものがあります。
転入された時は、接種歴の確認のため母子健康手帳の予防接種欄の写しをとらせていただきます。
転出される場合も、 転出先の市町村役場でご確認ください。
〇高校生以下インフルエンザ予防接種：無料
〇B型肝炎ワクチン（1歳～4歳未満）・おたふくかぜワクチン予防接種（1歳～4歳未満まで）：一部公費負担あり。

手続きに必要なもの：母子健康手帳、 予診票

※任意予防接種の接種費用の助成は、 市町村により異なります。

〇風しん予防接種： 風しん抗体検査を受け、 検査結果で風しん予防接種を推奨された方が対象です。

手続きに必要なもの： 指定の申請書、 風しん抗体検査結果票の写し等

3歳児健診

（お問い合わせ先）
担当課：健康推進室
連絡先：087-892-2223

年2回、 集団健診で行います。
案内や問診票などは対象者の方に送付します。
受診に必要なもの：母子健康手帳、 問診票、 アンケート用紙

乳幼児健診・1歳6ヶ月児健診・2歳児健診・2歳6ヶ月児歯科健診

年4回、 集団健診で行います。
案内や問診票などは対象者の方に送付します。
受診に必要なもの：母子健康手帳、 問診票、 アンケート用紙

妊婦健康診査交通費助成

妊婦健康診査受診のため、 直島町の自宅から医療機関までの直近のバス停や駅まで要した交通費を助成します。
手続きに必要なもの：印鑑、 受給者の方の口座番号がわかるもの。

◆◆ その他の支援 ◆◆

県営住宅

（お問い合わせ先）
担当課：建設経済課
連絡先：087-892-2224

1団地　24戸

町営住宅

◯公営住宅　3団地　26戸
◯単独町営住宅　28戸

通信環境

（お問い合わせ先）
担当課：まちづくり観光課
連絡先：087-892-2020

◯有線系
超高速ブロードバンド（光ファイバ）整備済み。（向島・屏風島以外）
◯無線系
4GLTEサービス接続可（屏風島以外）

少年スポーツ等活動費補助事業

（お問い合わせ先）
担当課：教育委員会
連絡先：087-892-2882

未来を担う少年がスポーツ等活動において幅広く選択性を持たせ、夢と希望をもって活動することを支援するために、 スポーツ等活動を行うために必要な乗船券の購入費の一部を補助します。

少年の夢育み活動補助事業

未来を担う少年が地域社会の中で活き活きと活動できるために、 また、 少年が自ら活動を活発化させようとする事業に対して補助します。

◆◆ 防 災 支 援 ◆◆

危険ブロック塀等撤去補助

（お問い合わせ先）
担当課：建設経済課
連絡先：087-892-2224

〇撤去工事

補助対象経費4/5、 補助上限額16万円

※町内の道路等に面したブロック塀で、 点検表による点検の結果、 不適合と認められるものに限ります。

※同一敷地につき１回限り。

住宅耐震対策補助

〇耐震診断

補助対象経費9/10、 補助上限額9万円

〇耐震改修工事

補助上限額100万円

〇簡易耐震改修工事

補助上限額50万円

〇耐震シェルター等設置

補助上限額20万円

※昭和56年5月以前に建てられた自己所有の住宅で、 対策後も引き続き居住するものに限ります。

※同一物件に対し診断1回限り、 改修いずれか1回限り。

直島町家具類転倒防止対策促進事業補助

（お問い合わせ先）
担当課：総務課
連絡先：087-892-2222

地震発生時における家具類の転倒等による被害を軽減するために、家具類転倒防止器具の購入に係る費用を1世帯につき1回限り、補助対象経費の2/3以内で上限1万円を補助します。

防災士育成支援事業補助

自主防災組織の育成及び機能強化を促進するために、 地域の防災活動を行う防災士の資格を取得する方に対し、 1人につき1回限り21,000円を限度に補助します。

救急患者輸送費補助

町に住所を有する方、 またはその3親等以内の親族で救急患者と認定された方の、 救急患者を搬送した場合に係る輸送費（救急患者等輸送艇使用料、 マリンタクシー代、 フェリー料金等）の一部を補助します。 救急患者ご本人又は同居している親族の方が申請してください。